



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 6 月 29 日 (月 曜 日) 第 725 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (10件) …… (団体指導検査課) 1	
○土地改良区連合の役員の就任の届出…………… (“ ”) 2	

人事委員会規則

○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

人事委員会告示

○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 2

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 498号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字内ノ野東乙1541-11、乙1541-12、乙1545-1、乙1545-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、木脇土地改良区 (国富町) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、木森井堰土地改良区 (国富町) から令和8年5月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、薩摩原土地改良区 (国富町) から令和8年5月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、田野町北地区土地改良区 (宮崎市) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、田野町鹿村野地区土地改良区 (宮崎市) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、田野町東地区土地改良区 (宮崎市) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、田野町元野地区土地改良区 (宮崎市) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、田野町八重地区土地改良区 (宮崎市) から令和8年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 5 月 25 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町拾ヶ島・七野地区土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 5 月 25 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、金丸堀土地改良区連合（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	押 川 廣 市	児湯郡新富町大字下富田1311番地

（任期：令和10年 3 月 31 日まで）

人事委員会規則

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第20号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記様式（第 3 条関係） [略] [略] (注) 1・2 [略] 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。 4～6 [略]	別記様式（第 3 条関係） [略] [略] (注) 1・2 [略] 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」、「国連ボランティア」等を記入すること。 。 4～6 [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 1 号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 29 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
有給休暇の承認の基準 原 因 承 認 の 基 準 [略] 3 裁判員、証人、鑑定人、 参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 [略] [略]	有給休暇の承認の基準 原 因 承 認 の 基 準 [略] 3 裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 [略] [略]

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年6月29日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	4号警備業務	令和8年9月8日（火）から9月15日（火）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	15人
追加取得講習	4号警備業務	令和8年9月14日（月）から9月15日（火）まで	15人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務（新規取得講習） （追加取得講習）	令和8年7月27日（月）から8月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習申請者に限る）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--